

申 請

平成 23 年 9 月 12 日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
野田 佳彦 殿

神奈川県知事
黒岩 裕司

原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 20 条第 3 項に
基づく平成 23 年 6 月 27 日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

次に掲げる品目について、出荷制限を解除すること。

山北町において産出された茶（三番茶以降）

解除を申請する理由：別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

山北町で産出される三番茶以降の茶

2 現在までの検査結果

品 目	地 点 (*1)	検 査 日	測定結果
			放射性セシウム (Bq/kg)
一番茶 (生葉)	山北町①	5/12	2 8 0
一番茶 (荒茶)	山北町	6/20(*2)	1, 2 5 0
二番茶 (荒茶)	山北町①	6/30	5 9 0
	山北町②		5 0 0
	山北町③		5 4 0
三番茶 (荒茶)	山北町①	8/30	2 8 0
	山北町②		1 1 4
	山北町③		2 0 8

(*1) 検査地点の選定方法

- ・山北町の茶は町の南部で栽培されており、この地域は6地区（東部、西部、南部、北部、共和、三保）にわかれている。
- ・今回選定した3地点は、6地区の中から広がりをもって選定した地区（①東部、②西部、③南部）のほ場である。
- ・なお、この3地点は地区内で収穫の早いほ場とした。

(*2) 一番茶(荒茶)検査時期について

- ・茶の検査については、5月17日に厚生労働省から「荒茶」についても「生葉」と同じ暫定規制値を適用し、検査を実施するよう通知があったが、「荒茶」に「生葉」と同じ暫定規制値を適用することについて、科学的根拠が示されていないため、科学的根拠に基づく規制値の設定を国に要望し、「荒茶」の検査については保留していた。
- ・6月13日に市町村、生産者団体及び消費者団体に意見照会を行い、その結果を6月16日の対策会議に諮った結果、荒茶検査を実施することとなった。これを踏まえ、県が検査を実施することを決定したため、6月20日の検査となった。
- ・このため、一番茶の荒茶については、ほ場からサンプリングすることができず、茶業センターに保管してある荒茶を検査した。

3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、町内で3か所以上の地点においてモニタリング検査を実施し、公表する。

4 解除後の出荷管理

各荒茶工場及び株式会社神奈川県農協茶業センター等出荷団体に対し、出荷先の捕捉を可能とするため、入荷先及び販売先等の記録の保存を求める。

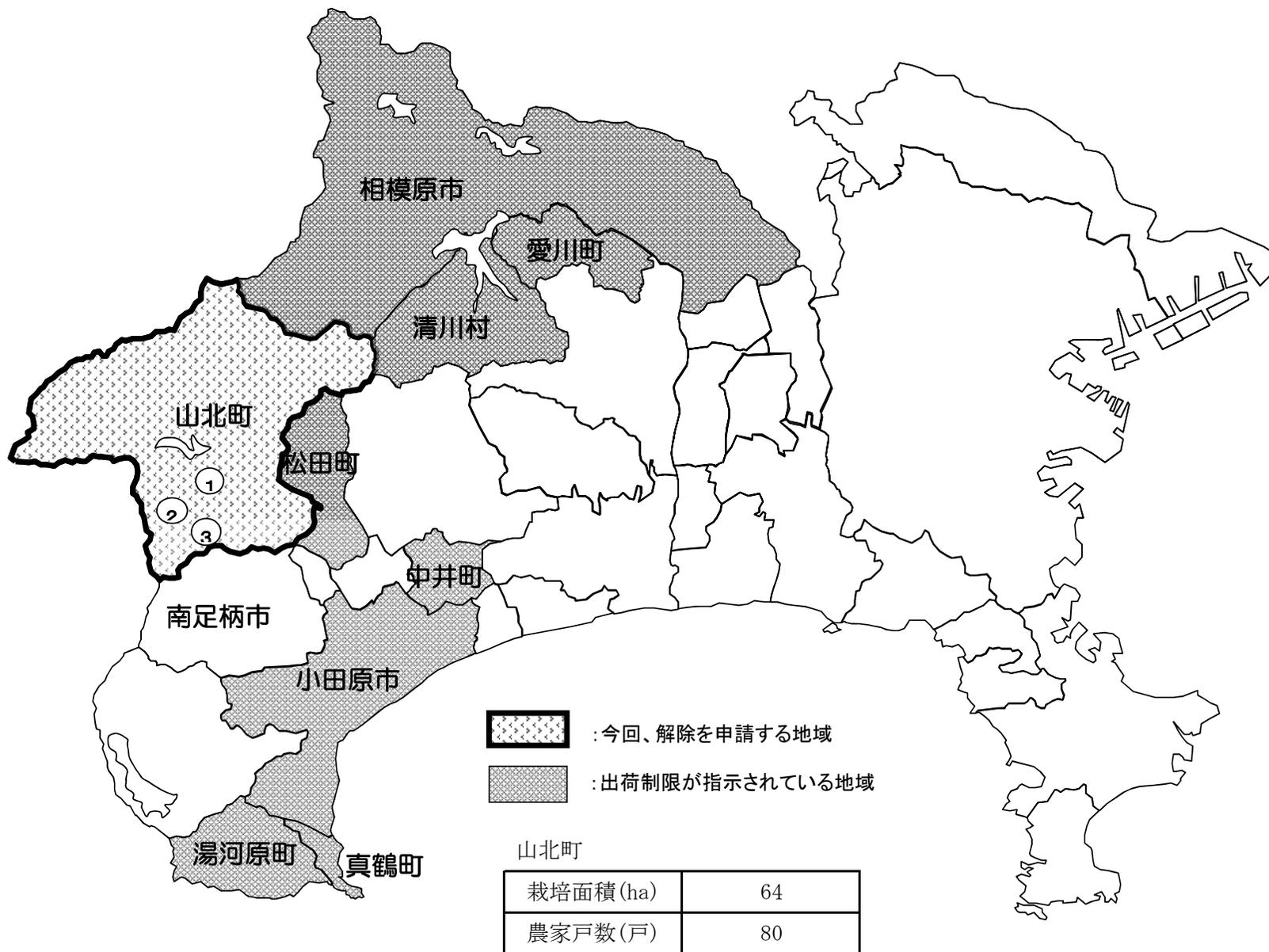
また、山北町で産出された本年産茶（一番茶、二番茶）、また、小田原市、相模原市、中井町、松田町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村で産出された本年産茶については引き続き流通させないよう、該当町、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施するとともに、流通させる荒茶には、市町村名等の表示の徹底を図る。

なお、山北町で産出された本年産一番茶、二番茶の荒茶については、山北町内の荒茶工場にはなく、約0.2tが廃棄処分され、約43tが山北町の株式会社神奈川県農協茶業センターに出荷され、南足柄市内にあるかながわ西湘農業協同組合の農産物低温貯蔵庫内に保管されている。今後とも、これらの荒茶が山北町産の三番茶と混ざることがないように、巡回による指導を徹底する。（山北町の二番茶の荒茶は、解除検査用のみの生産。）

5 解除後のモニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が出た場合、該当地域の「茶」について、すみやかに出荷自粛を要請する。

[神奈川県における茶の出荷制限状況]



栽培面積：H18年神奈川農林水産統計年報より
農家戸数：2010年農林業センサスより